

DNA 定量検査の結果の「信頼性」を理由に原判決を破棄差戻した最高裁判決

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和 4 年 2 月 18 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（あ）第 1026 号
【事 件 名】 準強制わいせつ被告事件
【裁 判 結 果】 破棄差戻
【参 照 法 令】 刑事訴訟法 379 条・411 条 1 号
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571962

洗足こども短期大学非常勤講師 外塚果林

事実の概要

本件は、非常勤の外科医として東京都内の病院に勤務する被告人が、右乳腺腫瘍摘出手術を終えたばかりの患者である A に対し、同人の着衣をめぐって左乳房を露出させようえ、その左乳首を舐めるなどし、もって同人の抗拒不能に乗じてわいせつな行為をしたとして、刑法 178 条 1 項準強制わいせつ罪の罪名により起訴されたものである。

後述するように、本判決は、A の左乳首から採取された付着物（以下、「本件付着物」という）に関する DNA 定量検査（以下、「本件定量検査」という）の結果の信頼性について未だ明確でない部分があるとし、結論として、刑訴法 411 条 1 号を根拠に審理不尽を理由として、控訴審判決を破棄差戻した事案である。DNA 型鑑定とは、試料から抽出された DNA を増幅したうえ電気泳動させ、それにより得られた電気泳動図のピークを読み取って型判定を行うものである。このような DNA 型鑑定を行う際には、その準備として、増幅する基となる DNA が、ある一定の量必要になるが、DNA 定量検査とは、その一定の量の DNA を計り取るために、試料から DNA を抽出した液中の DNA の濃度を測定することをいうものである。（なお、第一審判決および控訴審判決では、このような本件定量検査のほか、同じく、本件付着物に関するアミラーゼ鑑定についても議論がなされているが、上述したように、本判決の破棄差戻理由が本

件定量検査の結果の信頼性にあることから、紙幅の関係上、本稿では本件定量検査に絞って議論を進める。）

第一審判決は、(1) 被告人からわいせつな行為を受けたとする A 供述の信用性を肯定するものの、他方で、事件当時、A が麻酔覚醒時のせん妄の影響を受けていた可能性があることから、それでもなお、A 供述の信用性が肯定できるというためには、A 供述の信用性を補強する証拠が必要であるとする。そこで、(2) 検察官が A 供述を補強する証拠であると主張する本件定量検査の結果について検討したところ、第一審判決は、同定量検査の結果の証明力は十分なものとはいえないことから、A 供述の信用性を補強することはできないとし、結論として、被告人を無罪と判断したものである。

それに対し控訴審判決は、(1) A がせん妄の影響を受けていた可能性を否定したうえ、このように A がせん妄の影響を受けていた可能性はないのだから、第一審判決のように、A 供述を補強する証拠として、本件定量検査の結果が必要になることはないとする。また、(2) 本件定量検査の結果については、それ自体で本件犯行を証明できるものでなくても、A 供述の信用性を支え、これと相まって、A が本件わいせつ被害にあったことを立証するものであれば足りるとし、そのうえで、このような観点から、本件定量検査の結果の証明力について検討したところ、その証明力を肯定し、結論として、刑訴法 382 条を根拠として、第一

審判決を破棄して自判し有罪判決を言い渡したものである。

判決の要旨

本判決は、(1) 控訴審判決が、A がせん妄の影響を受けていた可能性がないと判断したことについて、せん妄の影響を受けていた可能性があるとして判断した第一審判決の不合理性を適切に指摘しているものとはいえない旨、判示する。もっとも、(2) 本件定量検査の結果の証明力が認められれば、被告人がわいせつ行為をしたとするAの証言の信用性が肯定されることになるのだから、その場合、上述した(1)における控訴審判決の判断の誤りが判決に影響しないとみる余地がある。そこで、本判決がこのような本件定量検査の結果について検討を進めたところ、本判決は、冒頭で述べたように、本件定量検査の結果の信頼性について未だ明確でない部分があるとし、結論として、刑訴法411条1号を根拠に審理不尽を理由として、控訴審判決を破棄差し戻したものである。具体的な理由は次のとおりである。

第1に、本判決は、一般的に、DNA定量検査とは、「型判定を実施するための準備段階の検査と位置付けられるもの」であって、DNAの「濃度を厳密に測定すること自体を目的として実施されるものではない」ことを強調し、その表れとして、本件においても、型判定は「2回実施された」のに対し、本件定量検査は「1回のみ実施された」ことなどを列挙する。それゆえ、本件定量検査の結果が「どの程度の厳密さを有する数値といえるのか、換言すれば、どの程度の範囲で誤差があり得るものであるのか」は、「必ずしも明らかではない」旨、判示する。

第2に、本判決は、本件定量検査は、リアルタイムPCRという手法により行われたものであり、同手法による濃度の測定は、「標準資料及び濃度を計測しようとする試料のDNAをそれぞれ繰り返し増幅し、「標準資料の増幅結果を示す増幅曲線から作成される検量線をいわば物差しとして、濃度を計測しようとする試料の増幅結果を対応させることによって、DNAの濃度を測定する」という原理に基づくものであるとする。しかしながら、本件定量検査を行った科捜研研究員で

ある α の供述によれば、「科捜研は、DNA定量検査において、試薬のロット番号（製造番号）が新しくなった際、あらかじめそのロット番号の標準資料を用いて検量線を作成」している、というのである。そこで、本判決は、上述したリアルタイムPCRによる定量検査の原理からすれば、本件定量検査においても、「標準資料と濃度を測定しようとする試料」を「同時に増幅して検量線を作成し、濃度を測定」する必要があるように思われるにもかかわらず、 α が「あらかじめ作成しておいた検量線を使用したこと」を問題視し、このような α が行った本件定量検査がその「正確性の前提となるPCR増幅効率の均一性の確保の観点から問題がないといえるのか」、「このような検査方法が検査結果の信頼性にどの程度影響するのか」という点が「必ずしも判然としない」旨、判示する。

判決の解説

本判決を検討するにあたり、注目すべきは、本判決が本件定量検査の結果の信頼性について未だ明確でない部分があるとし、結論として、審理不尽を理由に控訴審判決を破棄差し戻す際、刑訴法411条3号を根拠にするのではなく、同法411条1号を根拠にしている点である。そこで、以下、本判決がこのような判断をした理由について、検討を進めたいと思う。

一 下級審の判断

検討の前提として、本件定量検査の結果について、第一審判決および控訴審判決がどのような判断をしたかを整理しておこう。

まず、第一審において、検察官は、本件付着物から被告人のDNA型が検出されたことから、Aの左乳首付近に被告人のDNAが付着していたことが認められるとし、そのことを前提に、次のことを主張する。すなわち、本件定量検査の結果である「1.612ng/ μ l」という数値について、バドラーの教科書と呼ばれる文献の表を参照したところ、「唾液の量が多量」であることが示されるとし、そのことから、Aの左乳首付近に被告人のDNA型が付着していたのは、被告人がAを手術したとき等の「会話による唾液の飛沫」によるものではなく、「被告人がAの左乳首を舐めたこと」によ

るものである、という DNA 型鑑定の専門家である β の供述に依拠するかたちで、本件定量検査の結果の証明力は十分である旨、主張する。

このような検察官の主張に対し、第一審判決は、上述したバドラーの教科書の表に記載されている「DNA の量はあくまで典型的な量を表示」したものにすぎず、具体的な事案にこれを適用するにあたっては、「環境要因による影響なるものを考慮する」必要があるにもかかわらず、 β 供述からでは、「環境要因による影響が何であるか」、そして、「本件定量検査との関係ではそれがどのように考慮されたか」という点については判然としないことなどをあげたうえ、本件定量検査の結果の証明力については十分なものとはいえない旨、判示する。

このような第一審判決に対し、控訴審判決は、「信用しうる本件定量検査の結果¹⁾」によれば「本件付着物からは多量の被告人の DNA が検出されたことは明らか」であることを理由として、上述した第一審判決の判断は「論理則、経験則等に照らして不合理」である旨指摘し、本件定量検査の結果の証明力は十分なものである旨、判示しているのである。

二 控訴審判決の問題点

まず、上述した第一審判決に対する控訴審判決の指摘が妥当といえるかについて検討したいと思う。この点について筆者は以前、上訴審が第一審判決を有罪方向に破棄する場合における「論理則、経験則等に照らして不合理」の意味について、上訴審判決が第一審判決に対して「無罪であることを推認しうる事実が証拠上導けないこと」を指摘することである²⁾旨、主張したことがある。このような私見は、チョコレート缶事件最高裁判決³⁾において、上訴審判決が第一審判決を破棄する場合、「論理則、経験則等に照らして不合理」であることを指摘する必要がある旨説示されたことに鑑み、同最高裁判決以降の最高裁判例において、上訴審判決が第一審判決を有罪方向で破棄する場合の特徴について調べたところ、チョコレート缶事件最高裁判決と同様の文言を用いて、上述した指摘をしていることに由来するものである⁴⁾。

それゆえ、チョコレート缶事件最高裁判決後の本件控訴審判決において、同最高裁判決と同様の

文言を用いて第一審無罪判決を破棄し有罪判決を言い渡していることに鑑みれば、本件控訴審判決においても、他の最高裁判例同様、第一審判決に対して「無罪であることを推認しうる事実が証拠上導けない」こと（例えば、バドラーの教科書の表に記載されている DNA の量はあくまで典型的な量を表示していることは認めるにしても、 β は環境要因を考慮した検査をしたことを具体的に示す必要があるだろう）を指摘する必要があると考える。しかしながら、本件控訴審判決は、上述したとおり、「信用しうる本件定量検査の結果」によれば、「本件付着物からは多量の被告人の DNA が検出されたことは明らか」である旨判示するのみで、第一審判決が β の供述に抱いた合理的疑いに対し、それを解消するような説明は何らしていないのである。

三 本判決が刑訴法 411 条 1 号を根拠に破棄差戻した理由

このような第一審判決に対する控訴審判決の指摘に関する問題点は、まさにチョコレート缶事件最高裁判決の趣旨に反するものであり、そうだとすると、本判決では、第一審判決に対する控訴審判決の指摘は「論理則、経験則等に照らして不合理」であることを指摘したとはいえないとして、むしろ刑訴法 411 条 3 号を根拠に破棄差戻しをするのが妥当であるように思える。しかしながら、上述したとおり、本判決は、刑訴法 411 条 1 号を根拠に審理不尽を理由として破棄差戻しをしているのである。

この点に関して注目すべきは、本判決が本件定量検査の結果の証明力ではなく、その信頼性如何を詳細に検討していることである。というのも、我が国では学説上、科学的証拠に証拠能力を認める場合、基礎にある科学的原理と方法の一般的信頼性、および、具体的な検査工程の信頼性があることを要求する見解が多数説⁵⁾となっているにもかかわらず、「裁判実務は、学説のような厳格な証拠能力基準を用いてはいない⁶⁾、といわれてきたからである。例えば、足利事件最高裁判決⁷⁾は、「本件で証拠の一つとして採用されたいわゆる MCT118DNA 型鑑定は、その科学的原理が理論的正確性を有し、具体的な実施の方法も、その技術を習得した者により、科学的に信頼され

る方法で行われたと認められる。』と判示しているが、同最高裁決定に対しては、科学的原理の理論的正確性の「意味内容は明確でなく」、「具体的な鑑定方法それ自体の信頼性の問題と、実施方法の信頼性の問題とが混然一体と扱われている⁸⁾」、と批判されているのである。

思うに、多数説が科学的証拠に証拠能力を認めるための要件として信頼性を要求する趣旨は、次の理由によるものである。すなわち、そもそも科学的証拠とは、一般人には直接知覚できない事実について科学技術を用いて解明しようとするものであり、それゆえ、科学的証拠に基づく証明力の評価は、鑑定をした専門家の意見に影響を受けやすいという特徴があるからである⁹⁾。また、仮に、信頼性の評価が確立していない新規的な科学的証拠について証拠能力を認めよう、その証明力について争うとした場合、いずれの言うことが正しいかというように、法廷が科学論争の場と化してしまう可能性があるといえる¹⁰⁾。したがって、このような科学的証拠の証明力について判断する際の弊害を除去するために、証明力の前提である証拠能力の段階において科学的証拠の信頼性を要求し、そうすることで、正確な結論を安定的に示すことができる¹¹⁾、というわけである。なお、科学的証拠に信頼性がないと判断される場合には、当該証拠には自然的関連性がないことになる¹²⁾。なぜなら、自然的関連性とは、最小限度の証明力があることと定義されるが、科学的証拠の原則や方法に信頼性が認められなければ、そのような科学的証拠から間接事実を認定し、要証事実を推認することができなくなるからである¹³⁾。

以上のことをふまえると、本判決が刑訴法 411 条 1 号を根拠に審理不尽を理由として破棄差戻しをしたのは、本件定量検査の結果の信頼性如何を詳細に検討することで、その信頼性について明確な判断をしなかった控訴審判決について証拠能力のレベルに立ち返って検討すべきことを判示し、そうすることで、特に有罪証拠たる本件定量検査の結果の証拠能力を厳格に審査すべしというメッセージを出す必要がある、と考えた故ではあるまいか¹⁴⁾ ¹⁵⁾。

●——注

1) 本件では、 α がワークシートに書き込みをする際、鉛

筆や消しゴムを使用したことなどについて、科学者としての誠実性に欠けることが問題となったが、第一審判決では、本件定量検査の結果の信用性を保留的に肯定した。それに対し、控訴審判決では、科学的厳密さを重視する必要があることは認めるものの、「これがないことが直ちに本件鑑定書の証明力を減じることにはならない」ことなどから、同検査の結果の信用性を肯定した。

- 2) 中川孝博『刑事裁判・少年審判における事実認定——証拠評価をめぐるコミュニケーションの適正化』(現代人文社、2008 年) 241 頁、拙稿「上訴審における『有罪破棄』と『無罪破棄』の違いについて(下)——舞鶴女子高校生殺害事件を素材として」刑弁 92 号(2017 年) 125 頁参照。
- 3) 最判平 24・2・13 刑集 66 巻 4 号 482 頁、判時 2145 号 9 頁、判タ 1368 号 69 頁。
- 4) 拙稿・前掲注 2) 論文 120~122 頁参照。
- 5) 三井誠『刑事手続法Ⅲ』(有斐閣、2004 年) 264 頁、田淵浩二『基礎刑事訴訟法』(日本評論社、2022 年) 224 頁など参照。
- 6) 佐伯恒治ほか「法曹三者+研究者座談会『専門証拠』をどのように扱うか」刑弁 108 号(2021 年) 54 頁〔成瀬剛発言〕参照。
- 7) 最決平 12・7・17 刑集 54 巻 6 号 550 頁、判時 1726 号 177 頁、判タ 1044 号 79 頁。
- 8) 徳永光「科学的証拠の証拠能力」刑弁 108 号(2021 年) 23~24 頁参照。
- 9) 司法研修所編『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』(法曹会、2013 年) 1 頁参照。
- 10) 高野隆「再現性・検証可能性について——科学的証拠の許容性」刑弁 108 号(2021 年) 13~14 頁参照。
- 11) 田淵・前掲注 5) 書 223 頁参照。
- 12) 三井・前掲注 5) 書 264 頁、徳永・前掲注 8) 論文 28 頁、川出敏裕『判例講座刑事訴訟法(捜査・証拠篇)[第 2 版]』(立花書房、2021 年) 335~336 頁など参照。
- 13) 成瀬剛「科学的証拠の許容性」刑法 53 巻 2 号(2014 年) 170 頁参照。
- 14) 中川孝博「事実認定をめぐる破棄理由——最三小決平二五・四・一六を契機として」國學院 51 巻 4 号(2014 年) 201~202 頁では、控訴審で原判決を破棄する際の控訴理由相互の論理的な先後関係について、刑訴法 411 条 1 号の法令違反に含まれる訴訟手続の法令違反は事実誤認より先順位であるとする。
- 15) もっとも、本件定量検査の結果については、 α 供述およびワークシートがあるのみで、それ以外の証拠は科捜研によって破棄されていたことから、上告審弁護人は、本件定量検査の結果を証拠排除し、破棄自判するのが妥当である旨、主張していた(刑事裁判を考える高野隆@ブログ「乳腺外科事件最高裁弁論」<http://blog.livedoor.jp/plltakano/archives/65980393.html> (2022 年 5 月 8 日閲覧))。